

議案第68号

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和2年6月18日 提出

松阪市長 竹上 真人

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(松阪市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例の一部改正)

第1条 松阪市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例(平成17年松阪市条例第113号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(松阪市介護保険条例の一部改正)

第2条 松阪市介護保険条例(平成17年松阪市条例第145号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(松阪市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 松阪市後期高齢者医療に関する条例(平成19年松阪市条例第65号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(松阪市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第4条 松阪市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年松阪市条例第

227号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の松阪市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例附則第5項の規定、第2条の規定による改正後の松阪市介護保険条例附則第7項の規定、第3条の規定による改正後の松阪市後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定及び第4条の規定による改正後の松阪市公共下水道事業受益者負担に関する条例附則第3項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。